平成２７年（フ）第７１号
大津市大石中４丁目１番１号
債務者　樋口　映里
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１号
大津市中庄１丁目５番33号　301号室、前住所大津市大将軍３丁目25番９号　205
債務者　澤田　健太
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
大津市本堅田４丁目20番７号
債務者　松元工務店こと　松元　　平
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番59―208号、前住所滋賀県湖南市三雲841番地１
債務者　宮里　正二
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
滋賀県草津市笠山２丁目３番31―103号、前住所滋賀県草津市笠山５丁目３番65―105号
債務者　小山　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８０号
広島県安芸郡海田町国信２丁目12番32―５号
債務者　上用　達也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８号
広島市中区吉島町２番11―104号
債務者　丸世　永美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
山口県下関市宝町31番４―303号
債務者　三明　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
愛媛県松山市畑寺３丁目６番16号　ＫＢコート畑寺306号
債務者　山岡新司郎
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
福岡県飯塚市目尾1313番地１　フェリーチェ目尾101
債務者　溝田　清美（旧姓宮原・中島）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２８号
福岡県飯塚市秋松51番地１
債務者　山根元道こと　金　　元道
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第９０号
宮崎市吾妻町56番地１　谷コーポ201号
債務者　松本　辰美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９２号
宮崎県西都市大字調殿1370番地１　グリーンコーポ２号室
債務者　押川恵美子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
秋田市新屋前野町７番24号
債務者　加賀　明子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
山形県新庄市末広町９番21号　末広アパート302
債務者　黒坂　理奈
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第７４号
長野県安曇野市豊科2226番地12　ディアス南豊科Ｂ201号
債務者　内川　早月
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３２号
愛媛県西条市丹原町池田154番地８
債務者　臼坂　匡弘
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１号
高知県高岡郡中土佐町久礼6222番地14
債務者　西村　和代
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
高知地方裁判所須崎支部